

【中部本部主催】1日で学ぶ！NOMA 行政管理オンライン講座のご案内

【令和4年11月18日（金）開催】

法人住民税の課税実務

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。本会事業活動には、平素より格別なご支援・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厳しい財政状況にある各市町村が住民サービスの維持向上を図るには、安定的な税収確保が極めて重要です。自治体の基幹税目である住民税は、社会経済の動きと密接な関係があり、毎年の税制改正で益々複雑化しています。

このため、担当職員は住民税の制度を正しく理解し、適正・公平な課税を行うとともに納税義務者に十分な説明責任を果たすことが求められています。

本セミナーでは、住民税の実務経験が少ない担当者にも理解していただけるよう、実務処理に必要な基礎知識から令和4年度税制改正の内容、事例演習を採り入れながら**オンライン専用形式**にて解説いたします。時節柄ご多忙の折とは存じますが、この機会に関係者の方々多数にご参加をお勧め申し上げます。

敬具

記

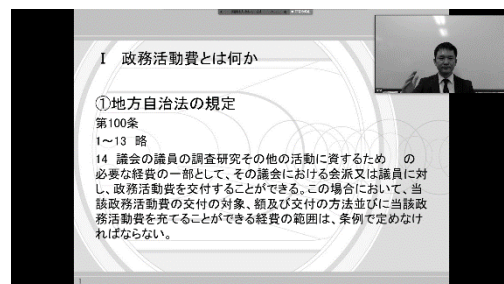
日 時：令和4年11月18日（金）10：00～17：00 【6時間】

開催形式：オンライン受講専用（配信ツール：Zoom ミーティング）

講 師：（公益財団法人）東京税務協会／（元）東京都主税局
大久保 英夫 氏

参加料（負担金 1名につき）：

	負担金	消費税等	合 計
NOMA 会員	29,000 円	2,900 円	31,900 円
— 般	32,000 円	3,200 円	35,200 円



受講画面イメージ

お申込の流れ：①本会 HP の各セミナー詳細画面からお申込みください。折り返し請求書・参加券をお送りします。（裏面の申込欄をご記入の上、FAXでのお申し込みも可能です）

②開講の3営業日前までを目途に、「受講用 URL」と「テキストデータ」を、登録いただいたメールアドレスへ送信します。テキストデータは印刷してご利用ください。（テキストは製本版の郵送となる場合もございます）

③Zoom ミーティングの視聴環境をご用意いただき、開始時刻までにご入場ください。

諸 注 意：上記参加料は1名分です。1名分での申し込みに対して複数名での視聴は固くお断りいたします。録音・録画・資料複製につきましても、著作権保護のためお断りいたします。

当日受講用 URL に入場されなかった場合、及び貴庁の通信不具合等による視聴遅滞・中断の場合も、返金できません。恐れ入りますがあらかじめご了承ください。

領収書は振込金受領書をもって代えさせていただきます。

参加者が少数の場合、天災等においては、中止・延期とさせていただく場合がございます。

キャンセル：キャンセルされる場合は下記へご連絡ください。

開講日の5営業日前から、または受講用 URL 発行後やテキスト到着後は、参加料の100%を申し受けます。

お問合せ：一般社団法人日本経営協会 中部本部 企画研修グループ

お申込先 〒461-0005 名古屋市東区東桜 1-13-3 NHK 名古屋放送センタービル 10F

TEL (052)957-4172 FAX (052)952-7418 メールアドレス chubu-kkg@noma.or.jp

※お問合せは、平日の9：15～17：15をお願いいたします

以上

講義項目

第1 通則

- 1. 法人の種類（公共法人、公益法人等、その他の法人）
- 2. 非課税と減免（非課税法人、公益法人等の収益事業の取扱い、減免）
- 3. 納税義務者（事務所又は事業所、寮等、法人課税信託の引受を行う個人）
- 4. 事業年度

第2 均等割

- 1. 税率（標準税率と制限税率、適用時期）
- 2. 税率適用区分（資本金等の額と従業者数、その他）
- 3. 月割計算の方法

第3 法人税割

- 1. 課税標準
 - (1) 単体法人
 - (2) 通算法人（令4.4.1開始事業年度以後、連結法人から通算法人に移行）
- 2. 税率（標準税率と制限税率、適用時期）
- 3. 税額控除
 - 特定寄附金税額控除、外国税額控除等、
 - 仮装経理、租税条約に係る法人税更正に伴う控除

第4 申告納付、更正・決定等

- 1. 申告の種類
 - （中間申告、確定申告、修正申告、均等割のみの申告）
 - 未申告法人の調査
- 2. 中間納付額の還付（充当）、還付加算金の計算
- 3. 2以上の市町村において事務所等を有する法人に係る課税標準の分割基準
 - (1) 事務所等の新設・廃止の取扱い
 - (2) 従業者数の計算（従業者数の判定日、算定期間中に著しい変動の取扱い）
- 4. 更正の請求
- 5. 更正・決定、更正決定の期間制限等

第5 令和4年度税制改正の主な内容（法人税割）

法人税に係る特別措置の見直しに伴う法人税割課税標準額の改正中小事業者等について積極的な賃上げ等を促す特別措置見直し等

- 1. 給与等の引上げによる特別措置を見直して1年延長
 - 2. 試験研究を行った場合の特別措置を2年延長
- ※講義の進行により指導項目は一部変更となる場合がございます。

<講師紹介> (公益財団法人) 東京税務協会／(元)東京都主税局 大久保 英夫 氏

昭和40年 中央大学法学部卒業。同年、東京都主税局江東都税事務所に勤務、その後主税局課税部、資産税部等及び特別区（派遣）において住民税・固定資産税等の課税事務、徴収事務を担当。平成13年東京都退職（墨田都税事務所副所長）。公益財団法人東京税務協会講師で住民税を担当し、現在も非常勤講師で住民税を担当。

受信環境について ※Zoomを利用します。詳細は本会HPをご確認ください

- ・必要備品は、パソコン（推奨）もしくはタブレットのみです。（タブレットはアプリのインストールが必要です）
- ・受講者はカメラ・マイク不要（任意）です。

※配信専用スタジオから講師がライブ配信する講座です。受講者も全員オンライン参加となります。（受講者が着席している研修会場の様子を中継する形式ではございません）

オンライン専用に構成した、質の高い環境・講義内容で受講いただけます。

ご質問についても、講師とリアルタイムで直接応答いただくことが可能です。

日本経営協会・中部本部 行（FAX 申込の場合はこの面をそのまま送信してください） FAX(052)952-7418

60019265 「法人住民税の課税実務」 オンライン専用講座・参加申込書 年 月 日 R4.11.18

団体名		Tel	() —	ご連絡担当者 (参加者と同じ場合は記入不要)	通信欄	
		Fax	() —			
住所	〒					所属・役職名
参加者氏名	所属・役職					
参加者メールアドレス（可能であればグループアドレスではなく、個人アドレスのご記入をお願いします）				氏名		

※請求書に関するご要望がありましたら通信欄に記入ください(例:発行日…○月○日／支払期限○月○日希望 等)

請求宛先についてご教示ください。(□団体名と同じ □その他: 宛)

・2名様以上でお申込の場合は、別紙等に記載しあわせてお送りいただくか、複写してご利用ください。

・参加申込書にご記入いただいた情報は、以下の目的に使用させていただきます。

①参加券や請求書の発送などの事務処理 ②セミナーなど本会事業のご案内 なお②がご不要の場合は、右□をチェックしてください。 □

M